





# J-MOSSもスタート:(3R法)の改正

家電製品・パソコンの  
製品含有物質に関する

**情報提供の義務化**

2006.7.1スタート



【制度改正のポイント】

「資源有効利用促進法」に基づき、事業者に環境配慮設計を  
求める判断基準省令が改正され、2006年7月1日から、以下の  
制度が開始されます。

- ①製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品に含有される  
物質に関する情報提供の取組が求められます。
- ②これまで製造事業者のみに求められていた環境配慮設計の  
取組が輸入販売事業者にも求められます。



経済産業省ポスター